高齢者地域コミュニティ参加促進事業に係る質問事項について

<令和元年9月18日時点>

	<令和元年9月18日時点>
質問項目	回答
取得価格が3万円以上の物品は対象経費とならないとあるが、3万円未満であれば、 机や椅子、ソファーなどについても対象と なるのか。	原則として、使用可能期間が1年未満のものを対象としますが、 本事業の実施に欠くことのできない、プリンターなどの器具については、メーカ保証が1年以下かつ3万円以下の場合、可とします。
事業内容で、利用者が作成したものを売却 して、収益を作成者に渡すことも可能か。	設定価格が、材料費等の実費弁償分に限定するのであれば可能。
総括責任者とコーディネーターの兼務は可 能か。	それぞれの役割を担えるのであれば、可能。
事業開始後、参加者を募集する際のチラシ 等には県の名前を入れるのか。	県の委託事業であるため、募集時にはその旨が分かるように記載 していただく必要がある。
他の通いの場等と共同で実施する場合は本 事業の対象となるのか。 (例:既存の住民団体が行う通いの場の活 性化など)	共同事業体での実施は認めていないため、受託事業者が運営の実施主体として単独で実施していただく必要があります。 但し、他の通いの場等と連携することは可能であり、そのために必要な経費(会場の賃借料、連絡旅費等)として受託団体が負担した額については対象となります。
利用者から利用料を負担してもらって事業 を実施してもいいのか。	可能であるが、利用料又は売却収益を充当する部分は、県の委託 料と区分し経理を行うこと。
既存の通いの場を拡大して行ってもいいの か、新たに通いの場を立ち上げる必要があ るのか。	仕様書等の内容を満たすものであれば、既存の通いの場の拡充又は、新規の立ち上げのどちらでも可能。 但し、既存の事業費へ委託料を充当することがないよう本事業により実施する旨を明確に示し、経理等においても区分する必要がある。
10月16日(水)に実施予定の第2次選 考について、何人までプレゼンテーション に参加できるのか。	詳細は1次選考終了後に連絡するが、3人以内を予定している。
10月16日(水)に実施予定の第2次選 考について、午後から開始となっている が、時間の希望は提出可能か。	詳細は1次選考終了後に連絡するが、13:00~13:30から開始し、1者につき20分~30分を予定している。終了時間は応募者数によるため未定。プレゼンテーションの時間指定は不可であるが、○○時以降が希望や、△△時までに実施して欲しい、などの希望を提出することは可能とする。そのため、希望の時間がある場合は、10月4日(金)午後5時の企画提案書提出期限までにメールの件名を「高齢者地域コミュニティ参加促進事業第2次選考希望時間について」として希望の時間を電子メールで連絡すること。なお、希望の時間について、認められない場合においては、指定された時間で参加すること。正式な時間は1次選考結果通知と合わせて通知する。